

社会福祉法人若宮福社会理事、監事及び評議員の報酬等に関する規定

理事、監事及び評議員の報酬等は、社会福祉法人若宮福社会定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。